

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度第2回枚方市環境審議会
開 催 日 時	平成29年9月7日（木） 16時00分から 18時30分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 3階 第3会議室
出 席 者	会 長：三輪委員 副会長：石川委員 委 員：稲垣委員、岩城委員、上原委員、岡村委員、片瀬委員、 小坂委員、小杉委員、高瀬委員、田中委員、花田委員、 廣寄委員、益田委員、丸井委員、溝口委員、三田村委員
欠 席 者	今堀委員、姜委員、白井委員、福岡委員、安田委員
案 件 名	1. 開会 2. 審議案件 （1）ペット霊園の設置等に関する規制について（諮問） （2）土砂埋立て等の規制について（諮問） （3）ペット霊園の設置等に関する規制について （4）土砂埋立て等の規制について （5）今後の取り組みスケジュールについて 3. 報告案件 地球温暖化対策実行計画検討部会の審議経過について
提出された資料等の 名 称	次第 資料1-1 ペット霊園の設置等に関する規制について（諮問） 資料1-2 ペット霊園の設置等に関する規制の必要性について 資料1-3 枚方市ペット霊園の設置の許可等に関する規制の概要（案） 参考資料1-1 他市条例との比較について 参考資料1-2 枚方市ペット霊園の設置等に関する規制（案） 資料2-1 土砂埋立て等の規制について（諮問） 資料2-2 枚方市土砂埋立て等の規制の概要（案） 参考資料2-1 大阪府域市町村条例制定状況 参考資料2-2 他市町村条例規制内容 参考資料2-3 枚方市土砂埋立て等の規制（案） 資料3 今後の取り組みスケジュールについて 資料4 地球温暖化対策実行計画検討部会の審議経過について
決 定 事 項	・諮問事項について、次回審議会で検討結果を報告する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署（事務局）	環境部 環境保全課

審 議 内 容

1 開会

会 長：平成29年度第2回枚方市環境審議会を開催させていただきます。それでは、まず、事務局から連絡事項等がございますか。

事務局：本日の出席委員ですが、17名の委員にご出席いただいておりますので、枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

会 長：傍聴希望の方はおられますか。

事務局：おられません。

会 長：それでは、案件に入らせていただきます。

2 案件

案件（1）ペット霊園の設置等に関する規制について（諮問）

案件（2）土砂埋立て等の規制について（諮問）

会 長：案件1、2について、枚方市より諮問を受けたいと思います。

環境部長：ペット霊園の設置等に関する規制について、枚方市環境基本条例第26条第2項第1号の規定に基づき諮問いたします。諮問趣旨に沿い、内容を審議の上、答申をお願いします。

土砂埋立て等の規制について、枚方市環境基本条例第26条第2項第1号の規定に基づき諮問いたします。諮問趣旨に沿い、内容を審議の上、答申をお願いします。

会 長：ただ今、市より諮問を受けました。それでは 議事を進めます。

案件（3）ペット霊園の設置等に関する規制について

会 長：案件3について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

会 長：ただいま事務局よりペット霊園の設置等に関する規制について説明を受けましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

委 員：移動火葬車とはどのようなものでしょうか。

事務局：依頼者からの連絡を受けて、依頼者宅に訪問し、依頼者の希望するところで火葬されます。ワンボックスカーの後ろに火葬炉と粉じん等を処理する施設を搭載した車を用いて1～2時間程度、車を停めた状態で焼却されます。

委 員：廃園した施設は、何年継続し、敷地面積はどれぐらいの大きさだったのでしょうか。

事務局：規制する法令がなかったことから、市として報道を受けるまで把握していませんでした。報道を受けて現地に確認にはいきましたが、詳細については把握していません。

委 員：今まで、ペット霊園にまつわる苦情等ありましたか。

事務局：本市では平成26年度に煙に関する苦情が1件ありましたが、それ以外はありませんでした。

委員：人の霊園では、何年、何十年と利用者の権利がありますが、ペット霊園でも同様と考えさせていただいてよろしいでしょうか。

事務局：人の墓地のように永代供養ではなく、一度個別の墓地で弔われて、一定期間経過すると、合葬する区画へ納骨されて供養される形態となっています。

委員：今回のトラブルはどういったことが原因だったのでしょうか。一定期間弔うはずの約束が、勝手に廃園されて掘り起こされたという契約違反の問題なのでしょうか。

事務局：ペット霊園事業者が土地所有者との貸借条件と異なっている状態で経営を行っており、周辺からの苦情をきっかけに、土地の所有者から事業者に対して現状復帰が求められて今回の問題につながったものです。

委員：条例の内容を検討するにあたっては、対象となるペット霊園の現状や問題点をしっかりと把握しておかないと抽象的な条例となり、運用時に機能しにくいおそれがありますが、条例の議論をするにあたって本市の状況はどの程度調査されていますか。利用者数や契約の状況といった調査のデータをお示しいただくことは可能でしょうか。

事務局：どういう状況で運営されているかは現地にて確認していますが、利用者数等は把握できていません。

委員：今、お示ししていただいている3つの霊園以外にもあるかもしれないので調査が必要ではないでしょうか。また、現状の3施設について条例をどう適応させるのでしょうか。

事務局：既存の施設については、届出を受けて、みなし許可として扱いますが、施設の拡大時には基準を適用し、許可にあたっては基準を遵守するよう指導を考えています。

委員：墳墓は、ペットの焼骨を埋蔵する施設とありますが、埋葬の禁止の規定で書かれているペットの死体には、焼骨も含まれていますか。

事務局：ペットの死体を埋葬の禁止としているのは、死体そのものを土の中に入れることによって腐敗臭などが発生するおそれがあることが理由であり、ご質問の焼骨については埋葬しても腐敗臭は発生しないと考えられますので、問題ないと考えています。

委員：土の中に焼骨を混在させた状態で入れてしまっても許可されるということでしょうか。その場合、廃止のときに、焼骨を移すのは困難になるのではないのでしょうか。

事務局：焼骨であれば衛生的に問題ないと考えています。埋蔵にもいろんな形態があり、今委員が言わたような状態であれば、掘り起こすといったときに遺骨を移すことが難しくなっているかもしれませんが、形態に応じて利用者が納得するような対応を求めます。

委員：埋葬の禁止ですが、事務局の意図では土葬を禁止するということではないのでしょうか。

事務局：指摘のとおり土葬を禁止しているので、表現については検討します。

委員：住宅から100メートル離すこととありますが、現在市内にある2つが100メートル以内に設置されているということですが、問題ないのでしょうか。京都市のように規定するのがよいのではないのでしょうか。あるいは一番最後の例外のところで対応できているのでしょうか。

事務局：周辺から苦情等の問題が発生していないことも踏まえて、現状の施設については、届出を受けてみなし許可として扱いますが、今後、増設等規模の拡大の場合には、許可が難しいと考えています。

委員：ペット霊園Cについて、現在問題なく運用されているとのことですが、100メートルの基準を適用することで事業者の不利益とならないのでしょうか。

事務局：資料の1-3の3ページ(5)④の規定で、墓地埋葬等に関する法律第10条の規定によ

り許可を受けて設置された墓地の区域内にペットの墳墓を設置される場合は適用しないとの条項を設けます。

委員：移動火葬車について、周辺への配慮ということで付近の住民に事前に周知するとありますが、周知した結果反対された場合はどうなるのでしょうか。

事務局：移動火葬車で火葬する場所については、その土地の所有者の同意を得ることとしていますが、周辺に対しては火葬が短時間のこともあり、同意を求めるのではなく、ご理解を求めため周知していただくということを考えています。

委員：周知すると、かえってトラブルにならないのでしょうか。参考資料1-1のほかの自治体と比較すると、他の自治体は場所についても規制していますが、そういったことは検討されていないのでしょうか。

事務局：同意を得ることの趣旨は、道路上や公共施設でも火葬されるケースがあると高槻市からも聞いており、そういったケースを禁止するために、焼却する場所の同意を得ることを規定するものです。

委員：近隣に周知をした際に、やめて欲しいと言われた場合はどうなるのでしょうか。

事務局：そういった場合に市への相談等があった場合については、火葬業者の所有地等の適正な場所での火葬を指導することは可能であると考えています。

委員：他の自治体を見ていると、自らの所有地となっており、個人宅の駐車場で焼くケースは少なく、持ち帰って事業者の土地で焼くのが一般的だと思われそうですが、個人宅のケースについては「土地の所有者の同意を事前に得る」ことでカバーできており、それで十分だと思いますが、その次の周知については、書いておく必要があるのでしょうか。すごく曖昧な規定で、どこまで周知すれば良いのか、反対されたらどうなるのか。周辺への周知については常識として行われるもので、あえて書き入れておく必要があるのでしょうか。

事務局：他市の状況も含めて検討します。

委員：実際の移動火葬車におけるトラブルがイメージできないのですが、事例はありましたか。

事務局：移動火葬車の苦情については今のところありません。既存の市内のペット霊園のCについては、お寺の敷地で移動火葬車で火葬を行っているとは聞いていますが、苦情はありません。また、霊園Cからは排気口から黒い煙や臭いも見ただことはない聞いています。

委員：移動火葬車であっても800℃まで温度が上昇すると廃熱はあると思いますが、火葬場所の広さについてもある程度必要ではないのでしょうか。お寺のように広いところであればあまり影響はないと思いますが、住宅が密集しているような駐車場では廃熱は無視できないと思います。ペット霊園に設置される施設については100メートルの基準がありますが、移動火葬車では密集した場所でも火葬ができることとなっています。どう書けばよいのか分かりませんが、周辺住民の理解を得る必要がない程度の広さを確保できる場所でない、移動火葬車を使えないとするほうが現実的ではないのでしょうか。

会長：私は移動火葬車を利用したことがあります。私の場合は、周辺に人家のないところで火葬してから焼骨を持ってこられました。公道や公園の横を利用したのではないかと考えています。事前周知をすることといった規定を見ると事業者は別のところに持っていくことが予想されますので、検討をお願いします。

事務局：検討します。

委員：移動火葬車の利用状況は年間どの程度が把握されていますか。

事務局：年間の稼働状況は把握できていません。高槻市は届出で12台ぐらい使われていると聞いています。実際に同じ場所ということだと、ペットが何頭も同じところで死ぬ

とは考えにくいので何年かに1回程度になると考えています。

委員：廃止の手続きのところ、箕面市だけが許可となっているのはなぜでしょうか。

事務局：人の墓地に準じて許可制をとられていると聞いています。

委員：許可制（箕面市）ということは、墓地をやめた後、どうするのかという内容を出させて許可するということか。

事務局：そのように考えています。我々も届出ではありますが適正に廃止、現状回復までされるのかを確認します。

委員：廃止の手続きで、利用者の対応が述べられていますが、周辺への対応は含めなくてよいのでしょうか。

事務局：周辺的生活環境の保全のため、原状回復義務を課しています。

委員：廃止の手続きについて、改善命令を設けるとは思います。資料からは分かりづらいので工夫をお願いします。

事務局：参考資料1-2の5ページ目の23改善勧告及び改善命令の規定の中に示すように、規定としては考えていますので、今後、資料の中でも分かるように対応していきます。

案件（4）土砂埋立て等の規制について

会長：案件4について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

委員：この規制をもって、危険な宅地造成を規制するというのでしょうか。

事務局：別の法律に宅地造成規制法があり、その安全基準をもって規制します。

委員：元々宅地として造成を行っていたわけではなく、徐々に進めていき、気づくと宅地になった場合、例えば、農地や用地から変更になった場合、何らかの規制はないのでしょうか。

事務局：資料2-2の2頁の地図の網掛けと着色部分と、白い部分に分けられ、宅地造成の規制を受けているのは着色部分で、真中の白い部分は宅地造成法の規制はかからないが、今回の条例をもって、同様の規制を課すということになります。この基準が土砂崩れを起こさない基準となっています。

委員：色んな場所で宅地造成による災害があり、すごい盛土が行われ、後々そこで災害が起きている事例があります。危険な所に、事前に埋立てておいて、その後宅地化するようなことができないような、先を見越した条例ができるのであれば良いのですが。

事務局：埋立ててはいけないということではなく、埋立てるときは、崩落しないような厳しい基準を守ってもらうということです。持ってくる土を規制するのではなく、安全に置いてくださいということになります。

委員：残土を埋立てる場合、事業の計画にも言及したような規制が良いのではないのでしょうか。

事務局：適正な指導ができるような制度になっています。また、許可の手続きを踏んでもらうことになります。なお、踏まないものについては適切に対処できるような制度になっています。

委員：排水の水質検査なしとありますが、あった方が良くはないでしょうか。この問題の発端の事案も、堆積した土砂の流出による河川白濁事故が起きています。災害が酷いときに起こっているということから、検討されているということだが、確かに災害が酷いときにも起こっているが、大体はそうでないときに、河川白濁が起こっています。河川白濁を見張らないと、条例をつくっても、実際に取り締まるとか、見張るなどの効果が発揮できないのではないのでしょうか。水質と言っても、土壤汚染に対する水質もありますが、これは土壤汚染対策法が見守っているからよいですが、白濁については、モニタリングさせるような方策を付け加えた方が良く考えられます。

事務局：基本的には土砂崩れにより川が濁ることから崩れないようにする。搬入する土砂が汚染がないことを確認する。そして、崩れることがないことを前提に、その敷地から出る排水の安全性は一定確保されていると考えています。大阪府は3000m²以上であり、搬入する土砂と排水の両方で規制を行っているが、本市では500m²の中小規模であることから、排水の検査は過剰な規制になると考えています。

委員：何らかの工事をするときに、必ず白濁が起こると思います。この事案は放置しておいて、崩落したということでしょうか。また、細かい粒径のものはそのまま流れてしまうので、問題があると思います。濁度は必要でないのでしょうか。

事務局：河内長野などで起こった事案は、工事に伴う搬入している中で、崩落したというものです。委員の指摘については、土壤汚染対策法の有害物質という観点ではなく、簡単な目視等でできる程度のことであれば、付け加えたほうが良いという主旨で理解していますが、濁りについては、小さな流れの中の濁りが大きな川にまで影響するかどうかの点もありますので、事業者にも過剰な負担がかからないということも勘案して検討していきます。

委員：これは横だしということになり、方向性は府の条例とほぼ一緒で、負担が大きくなりそうな土砂の搬入中の管理事務所の設置は必要ないということですが、排水の水質検査については、搬入前に汚染のないことを確認とありますが、規模の大小に関わらず確認しているということでしょうか。また、どのように確認するのでしょうか。

事務局：土壤の汚染の確認については、土壤汚染対策法の履歴調査であったり、どこから持ってきたのか、山を切り取ったのか、工場などででも汚染のないところから持ってきたのであれば、土壤汚染対策法の考え方で、汚染がないと判断でき、調査して汚染がないとわかるものであれば、それを以って、搬入される土壤は汚染されていないと判断できます。

委員：3000m²以上は水質検査が必要ということですか。

事務局：3000m²以上は府の条例対象となるので、3ヶ月に1回、排水の検査義務があります。

委員：結果的に崩落したり、汚染物質が出たりすることあってはならないと思います。汚染のないことが履歴から見るとということですが、水質については、3ヶ月に1度が厳しいのなら、もう少し長くてもいいですが、入れるほうが良いと思います。あるいは、検査の項目を考えても良いと思いますが、いきなり、横出しの中で、不要というのは少し飛躍しすぎなので、もう一度検討すべきだと思います。

事務局：排水の規制については検討させていただきます。

会 長：積んでいるものが雨で流れたときのチェックと、持ってきた土質のチェックは今回の条例で記載されるのですか。

事務局：管理台帳の作成義務がありますので、搬入した土量であったり、安全性であったりなどの項目の中で、土を出す方、搬出者の方に、この土は安全であるという証明をさせることとなります。

会 長：それは、どこかに明文化されるのでしょうか。

事務局：資料2-2の5頁、土砂搬入前の手続きのところで、土砂の発生場所、汚染のおそれのないことの確認・報告とあり、そのように確認することとなります。

委 員：大阪府の条例を策定したときに関係していましたが、搬入前に汚染のおそれがないというのは、土壌汚染対策法で、そこに汚染の履歴がないということだけなので、実際には地面を掘り返すと、汚染の履歴がなくても、掘り返すことで、本来、動かさなければ、溶け出してこない有害物質が出てくることがあり、代表的なものに砒素があります。大阪府の条例で水質検査を課している理由は、汚染の履歴がないものであっても、掘り返すことによって、そこに水が浸透することによって、新たに反応して出てくるものがあるからで、必ずしもないとは言えないと思います。このことから、監視してくださいということであって、十分注意していただきたいと思います。濁度の方は工事をしている時は避けられないので、例えばどこかに仮設沈砂池を作って、沈殿させてから排出するという形で対処ができます。しかし、溶け出して水に入ってくるものについては、分析しないと分かりませんので、どれくらいの規模に対して、どれだけ水質検査を実施させるかの判断は難しいと思います。500m²以上に対して適用するとすると、大量に溶け出してくる物質がないような場合は、その影響が軽微ですが、何を判断根拠にするかは難しいので、色々検討された方が良いでしょう。

事務局：検討させていただきます。

委 員：要は、事前に搬入土については土壌汚染対策法の分析された結果が付いてくるとは思います。それは部分的なサンプルなので、ダブルスクリーニングをして、チェックすることが大事です。盛られたところから出てくる排水について少なくとも1回はチェックして、大丈夫だということを確認されることが重要なので、再検討していただきたいと思います。

事務局：分析方法なり、どこまで出来るかについては、安全性と規模の関係も考慮に入れて、検討させていただきます。

会 長：資料2-2の1頁の埋立てについて、マイナスは対象にならないのでしょうか。

事務局：埋立てる前の一番低いところが起点になるので、そこから1mのところは対象となります。

案件（5） 今後のスケジュールについて

会 長：案件5について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

【質疑なし】

会 長：ペット霊園の設置等に関する規制及び土砂埋立て等の規制につきましては、どちらの案件も先ほど、事務局から諮問理由の説明と、今後のスケジュールについての説明の際、

制度化に向け、本審議会からの答申を10月中に頂きたいとのことでしたので、審議会としては、本日出席委員の意見と、本日欠席委員の意見を踏まえて事務局に検討結果を取りまとめていただき、私の方で確認の上、次回の審議会で報告させたいと思いますが、委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

会 長：ありがとうございます。委員のみなさまから同意をいただきましたので、事務局は欠席委員の意見を伺うとともに、検討結果がまとまりしだい、私の方へ報告してください。

3 報告

案件 地球温暖化対策実行計画検討部会の審議経過について

会 長：報告案件について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

【質疑なし】

会 長：本日の案件は以上ですが、事務局から何かございますか。

事務局：第3回環境審議会を10月23日から11月2日の間で開催させていただきたいと考えておりますので、お配りしました「日程調整表」にご記入の上、事務局に提出をお願いします。なお、本日、記入ができない場合は、お持ち帰りの上、後日、事務局までFAXにて提出をお願いします。

会 長：それでは、平成29年度第2回環境審議会を閉会します。

以上